

議案第88号

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、水路の使用料の額を適正なものに改めるとともに、使用面積等に係る端数計算に関する規定を改める等の必要があるによる。

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例

福岡市水路使用料条例（昭和31年福岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

- (2) 使用面積若しくは使用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

別表中

「	円	円	を
	2,300	2,300	
	3,600	3,600	
	4,800	4,800	
	2,100	2,100	
	3,300	3,300	
	4,600	4,600	
占用面積1平方メートルにつき1年	4,200	4,200	」

	円	円	
	2,900	2,900	
	4,500	4,500	
	6,100	6,100	
	2,600	2,600	に、
	4,200	4,200	
	5,700	5,700	
使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,200	5,200	

水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1メートルにつき 1年	88	88	を
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	130	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190	190	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	250	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380	380	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		500	500	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		880	880	
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		1,300	1,300	
	外径が 1メートル以上のもの		2,500	2,500	

架空線			26	26
-----	--	--	----	----

水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	110	110
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	160
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230	230
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310	310
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		470	470
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		630	630
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	1,100
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	1,600
	外径が1メートル以上のもの		3,100	3,100

に、

占有面積1平方メートルにつき1年	470	300
	120	81
	4,300	3,200
	2,800	1,800

を

使用面積1平方メートルにつき1年	590	370
	150	100
	5,400	4,000
	3,500	2,200

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して水路を使用している物件について、この条例による改正後の福岡市水路使用料条例第3条の規定により算定した使用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、当該物件に係る使用料の額は、調整後の額とする。
  - (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市水路使用料条例第3条の規定により算定した使用料の額
  - (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた使用料の額